

令和元年第1回臨時会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和元年 5月13日 開会

令和元年 5月13日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和元年東吾妻町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（5月13日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○開議の宣告	4
○仮議席の指定	4
○選挙第1号 議長選挙	5
○議席の指定	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○選挙第2号 副議長選挙	8
○常任委員会委員の選任について	10
○常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	11
○議会運営委員会委員の選任について	11
○議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	12
○選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙	13
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	14
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	16
○承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	19
○同意第1号の上程、説明、採決	22
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	23
○日程の追加	25
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	26

○日程の追加	28
○議員派遣の件について	28
○日程の追加	29
○閉会中の継続審査（調査）事件について	29
○閉会の宣告	31
○署名議員	32

令和元年東吾妻町議会第1回臨時会

議事日程(第1号)

令和元年5月13日(月)午前10時開会

第1 仮議席の指定

第2 選挙第1号 議長選挙

本日の会議に付した事件

日程第2まで議事日程に同じ

追加日程 第1 議席の指定

追加日程 第2 会議録署名議員の指名

追加日程 第3 会期の決定

追加日程 第4 選挙第2号 副議長選挙

追加日程 第5 常任委員会委員の選任について

追加日程 第6 常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

追加日程 第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程 第8 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

追加日程 第9 選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙

追加日程 第10 承認第1号 専決処分の承認について(平成30年度東吾妻町一般会計補正予算(第7号))

追加日程 第11 承認第2号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例等の一部を改正する条例)

追加日程 第12 承認第3号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

追加日程 第13 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について

追加日程 第14 議案第1号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例

追加日程 第15 発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について

追加日程 第16 議員派遣の件について

追加日程 第17 閉会中の継続審査(調査)事件について

出席議員（14名）

1番	須崎幸一君	2番	渡一美君
3番	井上英樹君	4番	高橋弘君
5番	茂木健司君	6番	高橋徳樹君
7番	里見武男君	8番	小林光一君
9番	重野能之君	10番	竹渕博行君
11番	佐藤聡一君	12番	根津光儀君
13番	樹下啓示君	14番	青柳はるみ君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君		
総務課長	茂木聡君	企画課長	水出智明君
まちづくり 推進課長	武井幸二君	保健福祉課長	関和夫君
町民課長	片貝将美君	税務課長	高橋篤君
農林課長	飯塚順一君	建設課長	桑原正明君
上下水道課長	一場正貴君	会計課長兼 会計管理者	田中康夫君
学校教育課長	堀込恒弘君	社会教育課長	丸橋昇君

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局 補佐	高橋智恵子
議会事務局長 係	佐藤功樹		

○事務局長（水出 淳君） 事務局長の水出です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになって
います。

年長の小林光一議員を紹介します。小林光一議員、議長席へお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（小林光一君） ただいま紹介されました小林光一でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長を職務いたします。どうぞよろしくお願
いいたします。

ただいまの出席議員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより東吾妻
町議会令和元年第1回臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎町長挨拶

○臨時議長（小林光一君） 会議に入る前に、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 改めましておはようございます。

令和元年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

5月の若葉が一段とまぶしく光り輝く季節を迎えました。議員各位には何かとご多忙の
ところご出席を賜り、ここに開催できますことに厚く御礼申し上げます。

さて、4月21日に執行されました東吾妻町議会議員選挙において、ご当選の榮に浴されま

した令和新時代を担う新議員の皆様に変更して心からお祝い申し上げます。ご当選まことにおめでとうございます。町民皆様からの負託を受けられた皆様には、町の飛躍と発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

元号令和には、人々が美しい心を寄せ合う中で、文化が生まれ育ち、梅の花のように日本人があすへの希望を咲かせる国でありますようにという思いが込められております。大らかな美しい響きの令和が、これから国民に受け入れられ、よき時代をつくっていくよう願っております。現在、我が東吾妻町では、上信自動車道の工事が進んでおります。ハッ場ダムは令和元年度中に完成いたします。上信道の効果を町の隅々まで広げるためのアクセス道路整備や、ハッ場ダム直下流域の振興策を進めてまいります。そして、子育て支援や若者定住、人口減少対策、産業振興、お年寄りが生き生き暮らせる町づくりなど、より活発に事業展開してまいります。令和の時代が東吾妻町にとって躍進の時代となるよう、職員と一丸となって、議会の皆様のご協力をいただきながら、全力で取り組んでまいります。

令和時代幕あけの当臨時会では、専決処分の承認3件、東吾妻町固定資産評価員の選任1件、東吾妻町税条例の一部を改正する条例について1件、計5件を提案させていただくものでございます。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重審議をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（小林光一君） 町長、ご挨拶ありがとうございました。

◎開議の宣告

○臨時議長（小林光一君） 本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

◎仮議席の指定

○臨時議長（小林光一君） 本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたします。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静

肅に傍聴されますようよろしくお願ひ申し上げます。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にお返しくださいますようあわせてお願ひ申し上げます。

日程第1、仮議席の指定を行います。議事進行上、臨時議長より指定いたします。議席はただいまご着席の議席と指定いたします。これからしばらくの間は、議会内部の役員構成の関係でございます。特に選挙執行に当たっては、議場の出入り口を閉鎖いたしますので、説明員として出席をしていただいております執行部の皆さんは、事務室へ戻って事務についていただいても結構でございます。

また、議案の審議前に総務課長を通じて連絡をいたしますので、着席いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(執行部退場)

◎選挙第1号 議長選挙

○臨時議長（小林光一君） 日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（小林光一君） ただいまの出席議員数は14名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に渡一美議員、井上英樹議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長（小林光一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を明瞭に記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（小林光一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長（小林光一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○臨時議長（小林光一君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（小林光一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

渡一美議員、井上英樹議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(立会人立ち会い、開票)

○臨時議長（小林光一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票のうち

須崎幸一議員 12票

竹渕博行議員 1票

この選挙の法定得票数は4票でございます。

したがって、須崎幸一議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（小林光一君） ただいま議長に当選されました須崎幸一議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

須崎幸一議員、議長当選の挨拶をお願いいたします。演壇にてお願いします。

(新議長 須崎幸一君 登壇)

○議長（須崎幸一君） ただいま議長選挙におきまして当選をさせていただきました、まことにありがとうございます。

議長という重責をこれから担うわけでございますが、私自身もとより浅学菲才でございます。議員各位のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（小林光一君） 須崎幸一議員、ご挨拶ありがとうございました。

これをもって、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。須崎幸一議員、議長席にお着きください。

（臨時議長と新議長が交代）

（新議長が議長席に着席）

○議長（須崎幸一君） それでは、ここで暫時休憩をとります。

（午前10時23分）

○議長（須崎幸一君） 再開します。

（午前10時37分）

◎議席の指定

○議長（須崎幸一君） 追加議事日程に従い、会議を進めてまいります。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。議席番号と議員氏名を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（水出 淳君） 1番、須崎幸一議員。2番、渡一美議員。3番、井上英樹議員。4番、高橋弘議員。5番、茂木健司議員。6番、高橋徳樹議員。7番、里見武男議員。8番、小林光一議員。9番、重野能之議員。10番、竹渕博行議員。11番、佐藤聡一議員。12番、根津光儀議員。13番、樹下啓示議員。14番、青柳はるみ議員。

○議長（須崎幸一君） ただいまの朗読のとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番議員、渡一美議員、3番議員、井上英樹議員、4番議員、高橋弘議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

◎選挙第2号 副議長選挙

○議長（須崎幸一君） 追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（須崎幸一君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、高橋弘議員、5番、茂木健司議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（須崎幸一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を明瞭に記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(須崎幸一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議長(須崎幸一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

高橋弘議員、茂木健司議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(立会人立ち会い、開票)

○議長(須崎幸一君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 12票

無効投票 2票

有効投票のうち

樹下啓示議員 11票

青柳はるみ議員 1票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、樹下啓示議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(須崎幸一君) ただいま副議長に当選されました樹下啓示議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

樹下啓示議員、副議長当選の挨拶をお願いします。演壇にてお願いいたします。

(新副議長 樹下啓示君 登壇)

○副議長(樹下啓示君) ただいま副議長選挙において副議長に当選をさせていただきました。

これから議長を助け、そして議員各位のご協力をいただきながら、円滑な議会運営に努めたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

簡単ですが、挨拶にかえます。よろしく申し上げます。

◎常任委員会委員の選任について

○議長(須崎幸一君) 追加日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、それぞれのように指名したいと思います。

朗読させます。

事務局長。

○事務局長(水出 淳君) 総務建設常任委員会、高橋弘委員。茂木健司委員。里見武男委員。

小林光一委員。重野能之委員。竹渕博行委員。青柳はるみ委員。以上7名です。

文教厚生常任委員会、須崎幸一委員。渡一美委員。井上英樹委員。高橋徳樹委員。佐藤聡一委員。根津光儀委員。樹下啓示委員。以上7名です。

○議長(須崎幸一君) ただいま朗読のとおり選任したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

以上で常任委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、常任委員長、副委員長の互選のための委員会を開催していただきたいと思っております。

暫時休憩といたします。

(午前 10 時 59 分)

○議長（須崎幸一君） 再開します。

(午前 11 時 25 分)

◎常任委員会委員長 副委員長の互選結果の報告

○議長（須崎幸一君） 追加日程第 6、常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

ただいま各常任委員会において委員長、副委員長の互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（水出 淳君） 総務建設常任委員会、委員長、重野能之議員。副委員長、里見武男議員。

文教厚生常任委員会、委員長、根津光儀議員。副委員長、高橋徳樹議員。

以上です。

○議長（須崎幸一君） ただいま発表のとおり各常任委員長、副委員長が決定いたしました。

以上で常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（須崎幸一君） 追加日程第 7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条の規定により、次のように指名したいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（水出 淳君） 総務建設常任委員会、重野能之委員。里見武男委員。青柳はるみ委員。

文教厚生常任委員会、根津光儀委員。高橋徳樹委員。佐藤聡一委員。

以上です。

○議長（須崎幸一君） ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） したがって、ただいま朗読のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で議会運営委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、議会運営委員長、副委員長の互選のための議会運営委員会を開催していただきたいと思います。

暫時休憩といたします。

（午前 11 時 27 分）

○議長（須崎幸一君） 再開します。

（午前 11 時 40 分）

◎議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果について

○議長（須崎幸一君） 追加日程第 8、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果についてを議題といたします。

ただいま互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（水出 淳君） 委員長、佐藤聡一委員。副委員長、青柳はるみ委員。

以上です。

○議長（須崎幸一君） ただいま発表のとおり議会運営委員会委員長、副委員長が決定をいたしました。

以上で議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙

○議長（須崎幸一君） 追加日程第9、選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定しました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

吾妻東部衛生施設組合議会議員に須崎幸一、樹下啓示議員、根津光儀議員、高橋徳樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました須崎幸一、樹下啓示議員、根津光儀議員、高橋徳樹議員を吾妻東部衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました4名が吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選されました。

暫時休憩をいたします。

(午前11時42分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前11時49分)

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 追加日程第10、承認第1号 専決処分の承認について（平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、上信自動車道関連の道路改良事業におきまして、補償にかかわる部分が追加されたことによりまして、平成30年度中の事業完了が見込めないことから、繰越明許費の補正を3月29日付で専決処分し、同日付で告示いたしました。

今回は、この専決処分の承認をいただくものであります。

詳細は、担当課長より説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回承認をいただく専決処分は、先ほど町長が説明を申し上げたとおり、繰越明許費の補

正でございます。

内容的には、繰越明許費の変更となります。一番後ろの2ページをお願いいたします。

8款土木費、1項道路橋りょう費の上信自動車道関連の道路改良事業費を補正前の765万3,000円から補正後の3,231万9,000円とするものです。

変更の理由としましては、町道新井・横谷・松谷線改良事業におきまして、新たに補償金が発生することがわかりまして、補償事務を年度内に完了することができないことから、補償金分を追加しまして、補正前から補正後へ繰越明許費を変更するものでございます。

なお、この補償金につきましては、上信自動車道にかかわる町道の改良事業ということで、県から町へ補償金分が納付をされまして、町から地権者へ支払われるというものでございます。

以上でございますが、ご審議をいただきまして、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 追加日程第11、承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第2号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

国において平成31年3月29日、地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日施行となりました。

この改正を受けて、東吾妻町税条例等の一部を改正するものでございます。

なお、施行日が法律に合わせ、平成31年4月1日とするため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、3月31日公布、4月1日施行といたしました。この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（高橋 篤君） お世話になります。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月31日公布、4月1日施行をされたことに伴います東吾妻町税条例等の一部改正でございます。

町条例につきましても、地方税法に合わせて3月31日公布、4月1日に施行しなければならないため、専決処分とさせていただきました。

改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページでございます。

第1条関係で、現行の税条例の一部改正でございます。

初めに、附則第7条の3の2でございますが、これは住宅ローン控除の拡充に伴うものでございます。消費税率引き上げに伴う対応として、住宅借入金等特別税額控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を拡充するものでございます。

次の第2項の廃止につきましては、住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件を廃止する

もので、住宅ローン控除の個人住民税における適用手続の要件が緩和されるものでございます。

次に、附則第10条の2でございますが、法附則第15条第17項の特例、新規正常車両に係る課税標準の特例措置の規定の追加による項ずれでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

附則第10条の3でございますが、附則第10条の3の6項、法附則第15条の8第4項の高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の新設に伴う項ずれを反映したものでございます。

続きまして、4ページでございます。

附則第10条の4でございますが、法附則第16条の2、平成28年度熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の新設による新設、特例の適用を受けようとする者がすべき申告の1条を附則第10条の3の次に新設するものでございます。

次、6ページをごらんください。

附則第16条でございますが、軽自動車税の税率の特例の改正、いわゆるグリーン化特例の関係でございますが、軽自動車税の重課を平成31年度に限ったものにする第1項の改正でございます。

現行の第2項から4項、これは平成29年度分の経過の規定になりますが、第2項から第4項を削除するものでございます。これに伴いまして、平成30年度分及び平成31年度分の経過、現行の第5項から第7項が繰り上げられる等の規定の整備が行われます。したがって、平成31年4月1日時点の附則第16条は、平成31年度分の重課の規定第1項と、平成30年度分と平成31年度分の経過の規定第2項から4項という条文構成になるものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思っております。

附則第16条の2の改正ですが、軽自動車税の賦課徴収の特例の改正になります。先ほどの附則第16条の改正に伴う改正でございます。附則第16条の改正で、現行の第5項から第7項までの平成30年度分と平成31年度分の経過の規定が繰り上げられ、第2項から第4項までとなることに伴う規定の整備となります。

なお、この附則第16条及び附則第16条の2につきましては、今後も複数段階に分かれての改正がございますので、改正の際にはご説明を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、附則第22条ですが、法附則第56条、東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する

固定資産税及び都市計画税の特例の改正に伴う改正でございます。法改正に伴う字句の変更でございます。

続きまして、10ページでございます。

こちらにつきましては、第2条による改正でございます。

第1条の2のうち、第15条の6第2項でございますが、先ほどご説明した附則第16条の改正に関して、改正と改正をつなぐための所要の改正でございます。

続きまして、11ページでございます。

こちらにつきましては、第3条による改正でございます。

第1条のうち、第48条第1項でございますが、大法人に対する申告書の電子情報義務の創設に伴う申告書等提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置についての規定の改正で、第13項から第17項を新設するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

14番、青柳はるみ議員。

○14番（青柳はるみ君） 表記の問題ですが、平成45年というのはありませんが、この時点では平成が続いているわけですが、この表記の仕方でよいのか。また、この表記をこのままで置いて、この税条例を変更するときにまた直すのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（高橋 篤君） 条例上の平成という元号につきましては、そのまま使用させていただきます。

○議長（須崎幸一君） いいのかどうか。

○税務課長（高橋 篤君） 読みかえて。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 失礼します。

元号の関係につきましては、国が指示を出しておる部分と出してない部分がございます。町とすれば困るといふ話も出ましたので、この前統一見解を出しました。平成31年4月30日までについては、国の考え方については、それまでに出した文書については本当であれば

令和になる5月1日以降の表記につきましても平成のままで構わない。その当時出した資料については、以後修正はなくても読みかえるということで、基本的に国等の確認はできております。

令和5月1日以降につきましては令和を使うんですが、年度の関係で平成31年度、令和元年度につきましては、基本的に町は令和元年度と書くようにできておりますが、ただ、もう既に平成31年度始まっております。ですから、それで平成を使っているものについてはそのままいくという事業もございまして、平成から令和に直すという、その時々都合によりまして元号を表記しております。ですから、基本的には5月1日以降は令和で、町とすれば基本的な部分については令和元年度という形で表記させていただいております。よろしくお願ひします。

○14番（青柳はるみ君） 了解です。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 追加日程第12、承認第3号 専決処分の承認について（東吾妻町国民

健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 承認第3号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認と同じ理由でございますが、地方税法の改正に伴う地方税法施行令の一部改正がありましたので、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。施行日が施行令に合わせ、平成31年4月1日とするため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行い、3月31日公布、4月1日施行といたしました。この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしく願います。

○議長(須崎幸一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長(高橋 篤君) お世話になります。

先ほどの改正と同様に、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴います東吾妻町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

地方税法の一部改正に合わせて3月31日公布、4月1日施行としなければならないため、専決処分とさせていただきました。

それでは、改正内容の詳細につきましてご説明させていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

初めに、第2条でございますが、地方税法施行令第56条の88の2の改正による規定整備になります。

国民健康保険税は、課税限度額は地方税法施行令第56条の88の2で規定されておりますが、同政令の改正に伴う条例の改正となります。基礎課税額に係る限度額につきましては、平成30年度税制改正において4万円引き上げられたところでございますが、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、保険料負担の公平を図る観点から、平成31年度においても基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。

次に、23条でございますが、第23条の改正は、地方税法施行令第56条の89の改正による

規定整備で、国民健康保険税の均等割額と平等割額の減額に係る改正でございます。国民健康保険税の減額につきましては、地方税法施行令第56条の89で規定されておりますが、同政令の改正に伴う条例の改正となります。

軽減判定所得の算定見直しということで、第2号が5割軽減となる世帯であります。軽減判定所得の算定で人数に乗ずる金額を27万5,000円から28万円に引き上げるものでございます。

第3号が2割軽減の対象となる世帯であります。同様に50万円から51万円に引き上げられ、これにより5割軽減、2割軽減の対象世帯が拡大されるものでございます。

こうした軽減措置につきましては、平成26年度から連続して拡充されておるところでございますが、平成31年度においても経済動向等を踏まえ、5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得について当該軽減を受けている世帯がその生活水準が変わらなければ、引き続き軽減を受けられるようにすべきということで、消費税物価等を考慮して見直すものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

(午後 零時09分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

なお、教育長につきましては、群馬県市町村教育長会議及び群馬県市町村教育長人事会議に出席のため、本会議に出席できない旨の申し出がございましたので、これを許可いたしました。ご承知おきください。

(午後 1時00分)

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（須崎幸一君） 追加日程第13、同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員とは、町長の指揮を受けて、固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、地方税法第404条の規定により設置するもので、議会の同意を得て選任することとなっており、税務課長の職にある者を選任したいと考えております。

4月1日付人事異動により、高橋篤を税務課長といたしましたので、ご同意いただきたくご提案申し上げます。

なお、ご同意いただければ固定資産評価員に選任する予定でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件については人事案件でありますので、質疑、自由討議、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 追加日程第14、議案第1号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第1号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成31年度の地方税法等の一部改正が行われたことに伴い、条例改正の必要が生じたため行うものでございます。

主な改正内容は、寄附金税額控除の見直しに伴う規定の整備でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長(高橋 篤君) お世話になります。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成31年6月1日に施行されることに伴います東吾妻町税条例の一部改正でございます。

改正内容の説明についてご説明させていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず1ページでございます。

第34条の7第2項でございますが、地方税法第314条の7に指定の手續関係の規定が新たに加わることによる項ずれでございます。

また、この第34条の7につきましては、寄附金税額控除の規定でございますが、平成31年度税制改正におけるふるさと納税制度の見直し関係の改正になります。現在、ふるさと納税には所得税の所得控除と個人住民税のいわゆる基本分と呼ばれる10%の税額控除と特例的な税額控除の上乗せ分、特例分がありますが、この特例分について今般改正がされるものでございます。具体的には、特例控除対象寄附金とは、総務大臣が定める基準に適合する都道府県、市町村として総務大臣が指定するものに対する寄附金になりますので、令和元年6月1日以後はこの特定控除対象寄附金に該当する寄附金に限って特例控除の対象になるというものでございます。対象外となった団体に対しましては、6月1日以後の支出された寄附金については特例控除の対象外となるということになります。

続きまして、第36条の2ですが、特定非営利活動促進法が最初に引用した題名のために法令番号を記載したものでございます。内容につきましては改正はございません。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

附則第7条の4の改正ですが、これはふるさと納税関係で、地方税法第314条の7に指定の手續関係の規定が新たに加わることにより、現行の同法第2項が第11項に繰り下げられるということに伴います規定の整備でございます。

続きまして、附則第9条の改正でございますが、こちらもふるさと納税関係になります。申告特例、いわゆるワンストップ特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備でございます。

続きまして、3ページでございます。

附則第9条の2の改正でございますが、これも附則第9条に関連して申告特例、ワンストップ特例の適用に関して、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに申告特例控除額の適用があるとするものになります。

以上、簡単ではございますが、説明をとさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

暫時休憩といたします。

（午後 1時07分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1時34分）

◎日程の追加

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。ただいまの休憩中に議会運営委員会から発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

緊急を要する事件と認め、日程を追加し、追加日程第15として直ちに審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程

に追加し、追加日程第15とし、直ちに審議することに決定いたしました。

事務局より書類を配付させます。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 追加日程第15、発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 佐藤聡一君 登壇）

○議会運営委員長（佐藤聡一君） それでは、急遽追加日程で出させていただきました発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます
発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

本案につきましては、町の機構の見直しにより、地域政策課をまちづくり推進課に改めたことに対応させるものであり、まちづくり推進課を総務建設常任委員会の所管にするためのものでございます。

これにつきましては、先ほど議会運営委員会の中でも話が出ましたが、本来12月議会で提案されるべきものが3月もスルーして現在に来ております。実際もうまちづくり推進課として機能しております状態はやはりまずいということで、議会の委員会条例のほうも改正するというので、議員各位におかれましては、ご審議の上、ご賛同いただき、原案どおり議決して下さりますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。委員長はそのままいてください。

10番、竹淵博行議員。

○10番（竹淵博行君） 10番、竹淵です。

確認させてください。町では条例自体の名前というのは多分変更はされているんだということが今の趣旨だと思うんですけれども、委員会条例の中でいまだに地域政策課という名称

が残っている。そういった中でまちづくり推進課ということで名前を変更するんだということの趣旨だと思うんですが、本来であれば当然今委員長が説明したとおり、12月定例会等でこれらも当然提出しておく。要するに執行部側から提出しておくものだというふうに解釈はするんですが、これは委員会として提案をすべきものなのか、趣旨的なものは。どっちなんですかね。

○議会運営委員長（佐藤聡一君） 先ほど執行部とも話したんですが、東吾妻町議会の委員会条例の一部ということで、本来は議会のほうから提案すべきものということだそうです。要は我々が決めて直していくというスタンスということでご理解いただければと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） 10番、竹淵です。

そういう趣旨というのは、じゃ理解できました。しかしながら、前年度、昨年12月ぐらいということになると、平成30年度ですね。そういった中で執行部とすり合わせがよくできていなかったということの原因なのかというふうに思います。そういった中、単純に今回の議会運営委員会で決められたというのは、それはそれでいいんだと思うんですが、執行部側からの説明というものも必要なのかなというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

要するに名称の変更というのは昨年の条例のときに多分されたんだと思うんですが、ついでに当然この委員会条例も変更すべきものだったと感じられます。今時点で変更するのは、それはそれでいいんだと思うんですが、そのときのすり合わせというものができていなかったということになるんだと思うんですが、その辺は執行部のほうはどういうふうに考えてますか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 昨年12月のときに町から出しました機構改革、町では考えていたんですけれども、そのときにすり合わせを議会とよくしてありませんでした。まことに申しわけありませんでした。ちゃんと確認できておれば、全部一遍に直ったわけなんですけれども、どちらともなく何も言わなかったという部分があるんで、そういう形になってしまいました。まことに申しわけありませんでした。今回よろしく願いいたします。

○10番（竹淵博行君） 結構です。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 委員長は席に戻ってください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎日程の追加

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第16とし、直ちに議題としたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第16とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

資料を配付させます。

◎議員派遣の件について

○議長（須崎幸一君） 追加日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

5月21日及び22日に開催の新議員研修会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

◎日程の追加

○議長(須崎幸一君) お諮りいたします。閉会中の継続審査(調査)の件についてを日程に追加し、追加日程第17として直ちに議題としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査(調査)の件についてを日程に追加し、追加日程第17とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

資料を配付させます。

◎閉会中の継続審査(調査)事件について

○議長(須崎幸一君) 追加日程第17、閉会中の継続審査(調査)事件についてを議題といたします。

各委員会委員長より、会議規則第75条による閉会中の継続審査(調査)事件についてお手

元に配付のように申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会からの申し出のように次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

各委員会からの閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

○議長（須崎幸一君） 会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

予定されました議事が議員各位のご精励により終了できましたことに感謝申し上げます。議会の円滑な運営に、そして町政発展のため尽力してまいる決意でございます。今後もしばらくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） これをもって本日の会議を閉じ、令和元年第1回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時51分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

臨時議長 小林 光 一

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署名議員 渡 一 美

署名議員 井 上 英 樹

署名議員 高 橋 弘